

令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託の公募に係る説明書

令和6年3月7日に公告した標記事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託事業の概要

- (1) 委託業務名 令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託
- (2) 委託業務の目的 本業務は、いばらき移住定住ポータルサイト「Re:BARAKI（リバラキ）」（<https://iju-ibaraki.jp/>）の運用・保守及び移住相談用チャットボットの構築・運用を通じて、本県への移住・二地域居住に関心を持つ東京圏在住者が必要な情報を取得できるようするため、本県における暮らし方や働き方、サポート体制などに関する情報を網羅的に発信することを目的とする。
- (3) 委託事業の内容 契約書及び仕様書のとおり
- (4) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 見積限度額 7,700,000円（消費税及び地方消費税700,000円を含む）以内
※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 茨城県政策企画部計画推進課 担当 高木
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029(301)2536
FAX 029(301)2539
E-mail iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

ただし、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、⑤及び⑥の提出は不要。

なお、電子メールによって提出する場合には、提出書類を別ファイルとして提出することとし、持参又は送付により提出する場合には、提出書類ごとに指定された部数を提出すること。

①企画提案提出書（様式第1号） 1部

②企画提案書 8部

企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務実施方針（業務のトータルコンセプト）

イ 業務内容

（ア）ポータルサイトの保守・運用

<留意事項>

ポータルサイトの価値向上に係る助言等の手法を明記すること。

（イ）移住相談用チャットボット構築・運用

<留意事項>

・ チャットボット実装までの作業フローを明記すること。

・ 回答の導出の仕組みについて要点を明記すること。

・ チャットボットの機能及び利用数向上のための分析や助言の手法を明記すること。

ウ 業務実施体制、スケジュール

エ 企画競争参加者の概要等

・ 企画競争参加者の概要

・ 過去の同種又は類似業務の実績

・ 担当者名及び連絡先

③見積書（任意様式） 1部

ア 費用の内訳を具体的に記載すること。なお、チャットボット構築に係る初期費用とランニングコストがわかるようにすること。

イ 見積書には消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

④資格要件に係る申立書（様式第2号） 1部

⑤登記事項証明書※（原本） 1部

※法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

⑥過去2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し

(3) 提出期限 令和6年3月25日（月）午後1時必着

(4) 提出方法 電子メール、持参又は送付（送付記録が残るもの）による。

(5) 提出先 上記（1）の担当部局に同じ。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

①理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
④事業遂行体制	作業工程や執行体制等、事業を確実に執行できるものとなっているか。

5 プレゼンテーションの実施について

- (1) 実施日時・方法 令和6年3月27日(水) オンラインで実施
(詳細な時間及びURL等は別途連絡)
- (2) 実施時間 1事業者につき30分以内(説明20分以内、質疑10分以内とする。)

6 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和6年3月14日(木)午後1時まで、担当部局にてメールにて受け付ける。

なお、質問に対する回答は、一括して令和6年3月21日(木)までに電子メールにより回答する。

7 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当公募型プロポーザルは、茨城県議会令和6年第一回定例会における、令和6年度茨城県一般会計予算の成立及び国における令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)の交付決定を前提に実施するものであり、次に該当する場合は、本公告に基づき生じた権利義務は、効力を失うものとする。
- ・令和6年度茨城県一般会計予算が成立しない場合
 - ・国において事業決定がなされなかった場合
- なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結する。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(政策企画部計画推進課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(政策企画部計画推進課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

茨城県が実施する令和6年度茨城県移住定住ポータルサイト運用及び移住相談用チャットボット構築運用業務委託企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 国税または地方税を滞納していない者であること。
- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- 6 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。